

古文書倶楽部

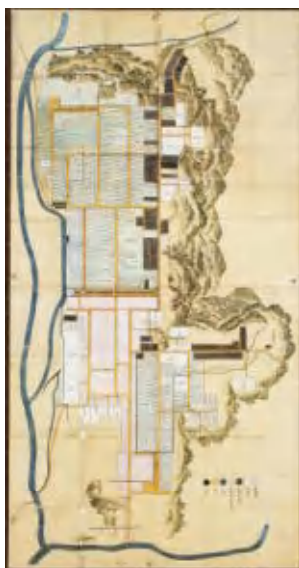
【発行】
秋田県公文書館
2017.5
第77号

『岡本元朝日記』第三巻、刊行しました。
当館閲覧室に配架の他、県内外の図書館
に送付していますのでご利用ください。

秋田藩給人町の絵図

「秋田領給人町絵図」より

先日、県指定有形文化財（以下、県文化財）
の所在調査のため、当館書庫内資料と県文化財
指定書の照合を行いました。そこで当館が所蔵
する県文化財のうち、今回は給人町絵図を取り
上げて紹介します。



（県C一九五 仙北郡角館絵図）

古文書倶楽部 第77号 (2017年5月号)
指定書にある大館（県C一九〇）、檜山一
円（県C一九一）、角館（県C一九五）、横手
（県C二二）、湯沢（県C四）、院内（県C
一六）の各地と、十二所（A二九〇一―一四
九五）は、藩にとって領内支配の重要地点であ
り、佐竹一門や重臣を所預として配置しました。
所預は自らの家臣（陪臣）を従えてその地の治
安維持、民政、年貢の収納などを担当しました。
一方で久保田城下を離れ、所預が担当する地に



（県文化財指定書）

には主従関係はないこととなります。しかし所
預の指揮下に入る場合はなかったのか、また、
陪臣と組下給人との軋轢はなかったものでし
ょうか。所預が担当した地方分権の中に、藩権力が
介入するような感じがして気になるところで
す。それから、刈和野（県C一九二）、角間川
（A二九〇一―一四一四二）といった他領と
の境界・水運の要衝地点にも重臣を配していま
す。この重臣たちは、足輕を預かって組下持ち
となり、陣屋を構えています。
給人町絵図から、武士の居住地や町屋・集落
など町割の様子をみるができます。現在の
町の姿と重ね合わせて比較するのもおもしろい
と思います。これらの絵図は、閲覧室にある「絵
図モニター」を使うと、部分を拡大してご覧に

公文書館よりお知らせ

なれます。また複製絵図もありますので、来館
の際には是非ご利用ください。 【高山昭弘】

○「公文書館講座」について

☆古文書解読講座（全八回・全受講可）

七月 七日（金）第一回、第二回

一四日（金）第三回、第四回

二一日（金）第五回、第六回

二八日（金）第七回、第八回

・午前と午後の開催になります。

・申し込み受付の開始は五月中旬を予
定していますので、もう少しお待ちく
ださい。

○「大仙市アーカイブズ」が開館します

・大仙市の公文書館として、旧双葉小学
校（閉校）校舎を改装し五月三日開館し
ます。市町村が設置する公文書館として
は東北地方で初の施設になります。開館
の記念展示に、当館からも所蔵資料の展
示をします。そのため展示に持ち出す一
部資料の閲覧が期間中は停止になります
ので、どうかご了承ください。

☆大仙市アーカイブズ開館記念展示

五月三日（水）～三十一日（水）

住所 大仙市強首字上野台一番地
電話 〇一八七―七七―二〇〇四

古文書こぼればなし 中村家の本流はどっち？

「岡本又太郎申渡書」より

武家社会において家の格式が重要視されることは申すまでもありません。それゆえ、幕府や藩では家臣に対して、その出自を明らかにするように系図や由緒書の提出を求めるようになりまし。しかし、家臣の中には自分の出身を権威付けようとして、名族に繋げるなどの虚偽の申告をなす者も多く見られるようになりまし。

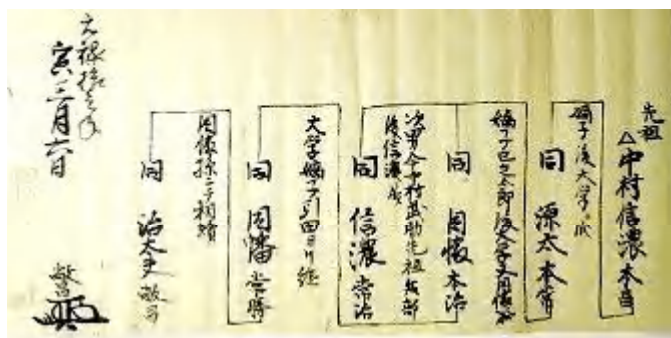
秋田藩ではその成否を糺すため、文書改の役所を設けて信用できる記録に基づき整理しました。それが「元禄家系図伝」です。ところが、それでも古い系譜をもつ家臣一族には、先祖からの分流に際して、嫡庶いづれかを巡って訴訟が起こされました。中村武助（宗家直臣）と中村治太夫（南家家臣）の訴訟はこれに該当します。

まず、治太夫が元禄十一年（一六九八）三月六日に提出した「中村由緒書」を見ましよう。その末尾に書かれた系図（写真参照）には信濃本昌を先祖とし、本常から因幡本治、常勝と続き、治太夫（当人）に及んでいます。そして、訴訟の相手武助の家は本家の分流、つまり本治の弟であると主張しています。

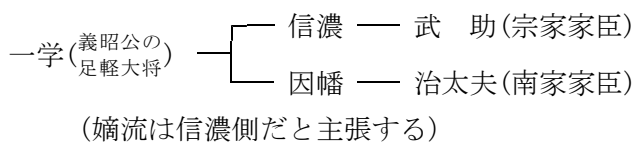
同年三月八日の書状で、治太夫は武助に対して、そちらの訴えの内容が由緒書と相違するの

で話し合いたい。しかし、遠距離のため適わずにいると述べています。一方の武助の主張はどうだったでしょう。

〔中村治太夫の系図〕（AS288.3-170-2-1「中村敞昌届書」）



〔中村武助の系図〕



武助は縁者と見られる大部真休の覚書を引用して、信濃光昌（常治）が兄であり、因幡常勝はその弟だと主張しております。写真の系図より一世代後のことと見ています。この訴訟の担当は、文書改の責任者である岡本又太郎でした。また、訴訟の経過と採決の状況は、「岡本又太郎申渡書」（佐竹文庫AS二八八・三一・一六九）の諸書付・覚書として残されております。

そこで明らかとされたのは「佐竹左衛門尉義尚書状」の存在です。治太夫の先祖已之太郎（大学）が永禄八年（一五六五）南家義尚に忠節を尽くして家臣に取り立てられたことが証明され

ました。これによって先祖信濃の弟である因幡が初めて南家の家臣になったとする武助の証文は事実と反することが明瞭となりました。

さらに、信濃が慶長十九年（一六一四）六十一歳で討ち死にしたとの記録を信ずれば、永禄八年に信濃は十二歳であり、因幡の兄ならば当然南家からの証文は、信濃に与えられるべきだとの結論に達します。この点でも武助の主張は矛盾します。

以上のことなどを踏まえ、岡本又太郎は武助の系譜の内容には無理があると結論付けた。そして信濃が後に宗家の直臣に加わることが出来たのは、父大学の功績によると推定しています。ここでも、決め手は永禄八年の佐竹義尚の証文でした。

武助の系図では、信濃の父を一学として武者修行のうえ常陸の国に至り、佐竹義昭の眼に止まり足軽大将に任ぜられたとする。しかし、これも根拠が薄いと判断されました。

岡本はこの裁定を示した後、もし不服ならば、家老などに訴え再吟味も可能だと付け加えております。この後、武助は訴えを続けようとしたが結局諦めます。元禄十五年六月二十九日、武助は藩に対し大学の次男であることを認め、以後子々孫々まで不服を申し立てないと誓約しています。このような訴訟はほかにも見られます。武助の訴訟の裏には直臣の自家が陪臣の治太夫の分流たることへの抵抗感が底流にあったものと推測されます。